

岡山市公共測量作業規程

岡山市公共測量作業規程は、作業規程の準則(平成28年国土交通省告示第565号)(以下「準則」という。)を準用する。

この場合において、準則の第1条第1項中「準則」とあるのは「規程」と、「第34条」とあるのは「第33条第1項」と、同条第2項「準則」とあるのは「規程」と読み替え、「規程は、」の下に「岡山市が行う」を加える。

第2条中「公共測量」とあるのは「この規程を適用して行う測量」と、第3条第2項中「準則」とあるのは「規程」と、第5条第3項第二号中「準則」とあるのは「規程」と、第7条中「準則」とあるのは「規程」と、第8条第1項中「準則」とあるのは「規程」と、第17条第1項中「準則」とあるのは「規程」と、同条第2項中「準則」とあるのは「規程」と、附則中「準則」とあるのは「規程」と、附則中「平成20年4月1日」とあるのは「承認日」と、それぞれ読み替えるものとする。



国国地第 410 号

公共測量作業規程変更承認書

岡山市長

平成 20 年 8 月 4 日付け岡監理第 208 号で変更申請のあった岡山市
公共測量作業規程は、測量法(昭和 24 年法律第 188 号)第 33 条第 1 項
の規定により承認する。

平成 20 年 8 月 20 日

国土交通大学

